

第5章 人権にかかわりの深い職業に従事する人 たちに対する計画の推進

1 町職員

町職員の一人ひとりが、基本的人権の尊重への理解、さまざまな人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見などの人権侵害から町民を守り、その解消に努めなければなりません。

そのために、職員を対象とする人権についての研修機会の充実を図るとともに、知識と対応能力の向上を促します。また、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあるという自覚を持ち、人権教育・啓発の推進に努めます。

2 学校教育・子育て支援・社会教育関係者

学校教育・子育て支援や社会教育関係者は、さまざまな人権問題について、豊富な知識と正しい理解を持つとともに、高い意欲と指導力で、学校や子育て支援機関、地域社会において質の高い人権教育・啓発に努める責務を担っています。

そのために、これを実践する組織運営や、意欲と指導力が向上されるよう、人権についてのより高度な研修機会の充実を図ります。また、家庭、学校や子育て支援機関、地域社会との連携や交流の機会の充実を促します。

3 医療・保健福祉関係者

医療や保健福祉、介護サービスの関係者は、患者や利用者、その家族の人権について理解を深め、正しく行動しなければなりません。

そのために、関係機関・団体等を通じて医療・保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、患者や利用者の身体的・精神的虐待やプライバシーの侵害の予防と早期解決を促します。

4 メディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌などのマスメディアやインターネットによってもたらされる情報が社会に及ぼす影響は大きく、メディア等を活用した人権教育・啓発の推進は大変重要です。しかしその一方で、深刻な人権侵害が起きる危険性もはらんでおり、人権への意識を常に高く持ち続けることが必要です。

そのために、関係機関・団体等を通じてメディア関係者に対する人権教育・啓発の推進を促すとともに、自主的な取組を支援します。また、プライバシーの侵害や誤った報道など、人権侵害を助長する情報を監視し、人権に配慮した表現や活動を促します。

5 その他

町民の生命や身体、財産などの保護などを職務とする警察官や消防職員、業務を通じて直接または間接的に町民と接する国や県の行政職員などは、高い人権意識を持って住民とかかわることが求められることから、さらなる人権教育・啓発の推進を促します。